

算した割合)」「**ウ**「**ウ**ください」**ウ**「**ウ**ください。ただし、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセントの割合(特別基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特別基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合)となりす」**ウ**「国税徴収法の規定の例によつて」**ウ**「地方税法に定める各税目の徴収金の滞納処分に係る規定及び岐阜県税条例第16条の規定により」**ウ**答ふ。

問 十川 敬祐 氏 「年14.6パーセント」**ウ**「年14.6パーセントの割合(平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特別基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特別基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合)を乗じて計算して納めてください(その全額が1,000円未満であるとき、又は100円未満の端数があるときは、その全額又は端数金額を切り捨てる。)。ただし、「**ウ**「1月を」**ウ**「1か月を」**ウ**「(これら」**ウ**「の割合(これら」**ウ**「については、当該期間」**ウ**「については当該期間」**ウ**「第十五条第一項第一号」**ウ**「第15条第1項第一号」**ウ**「、当該商業手形」**ウ**「当該商業手形」**ウ**「)の割合を乗じて計算して納めてください(その全額が1,000円未満であるとき、又は100円未満の端数があるときは、その全額又は端数金額を切り捨てる。)」**ウ**「、平成26年1月1日以後の期間について特別基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は当該特別基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合)となりす」**ウ**答ふ。

問 十川 敬祐 氏 「税額が2,000円以上(1,000円未満の端数は、切り捨てる。))であるときは、税額」**ウ**「税額(その全額が2,000円未満であるとき、又は1,000円未満の端数があるときは、その全額又は端数金額を切り捨てる。)」**ウ**「(当該納期限の翌日から1月」**ウ**「の割合(平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特別基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特別基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額(その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。))を加算して納めてください。ただし、当該納期限の翌日から1か月」**ウ**「年7.3パーセント」**ウ**「、年7.3パーセントの割合」**ウ**「平成12年1月1日以後」**ウ**「、平成12年1月1日から平成25年12月31日まで」**ウ**「については、当該期間」**ウ**「について当該期間」**ウ**「第十五条

第一項第一号」**ウ**「第15条第1項第一号」**ウ**「、当該商業手形」**ウ**「当該商業手形」**ウ**「)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額(その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。))を加算して納めてください」**ウ**「、平成26年1月1日以後の期間について特別基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は当該特別基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合)となりす」**ウ**「国税徴収法の規定の例によつて」**ウ**「地方税法に定める各税目の徴収金の滞納処分に係る規定及び岐阜県税条例第16条の規定により」**ウ**答ふ。

問 十川 敬祐 氏 「又は1,000円」**ウ**「、又は1,000円」**ウ**「(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合)の割合」**ウ**「の割合(当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特別基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特別基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合)となりす」**ウ**答ふ。

問 十川 敬祐 氏 「税額が2,000円以上(1,000円未満の端数は、切り捨てる。))であるときは、税額」**ウ**「税額(その全額が2,000円未満であるとき、又は1,000円未満の端数があるときは、その全額又は端数金額を切り捨てる。)」**ウ**「(当該納期限の翌日から1月」**ウ**「の割合(平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特別基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特別基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額(その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。))を加算して納めてください。ただし、当該納期限の翌日から1か月」**ウ**「年7.3パーセント」**ウ**「、年

7.3パーセントの割合（「平成12年1月1日以後」）
 平成26年12月31日まで」
 第一項第一号」
 「12」の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額（その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納めてください」
 「平成26年1月1日以後の期間について特別基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は当該特別基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合」となります」
 「国税徴収法の規定の例によつて」
 「地方税法に定める各税目の徴収金の滞納処分に係る規定及び岐阜県条例第166条の規定により」

「税額が2,000円以上（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）であるときは、税額」
 「その全額が2,000円未満であるとき、又は1,000円未満の端数があるときは、その全額又は端数金額を切り捨てる。」
 「（次の各号）
 「平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特別基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特別基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額（その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納めてください」
 「年7.3パーセント（平成12年1月1日以後）
 「平成12年1月1日以後」
 「平成12年1月1日から平成25年12月31日まで」
 「平成12年1月1日以後」
 「平成12年1月1日以後の期間について特別基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は当該特別基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合」となります」

「税額が2,000円以上（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）であるときは、税額」
 「その全額が2,000円未満であるとき、又は1,000円未満の端数があるときは、その全額又は端数金額を切り捨てる。」
 「（次の各号）
 「平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措

置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特別基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特別基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額（その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納めてください。ただし、次の各号」
 「「特定の期間」
 「年7.3パーセント（平成12年1月1日以後）
 「平成12年1月1日以後の期間について特別基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は当該特別基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合」となります」
 「1月を」

「住所又は主たる事務所若しくは事業所の移転に係る関係簿書類の電磁的記録等による保存等の承認申請書」
 「主たる事務所又は事業所の移転に係る関係簿書類の電磁的記録等による保存等の承認申請書」
 「及び同条第2項」
 「すべて」
 「住所等」
 「事務所等」

「住所所在地等」
 「事務所所在地」

「住所所在地等」
 「事務所所在地」

「住所所在地等」
 「事務所所在地」

岐阜県告示第三百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年八月二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年八月二日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域 変更 前後 別	敷地の幅 員 （メートル）	延長 （メートル）	備考
県道	大西線 瑞浪	瑞浪市明世町山野内字三ツ岩六六七番一	地先地内	後	七〇・〇	八三・四	
				前	六二・六	八三・四	

岐阜県告示第三百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年八月二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年八月二日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長 （メートル）	供用開始 の期日	備考 （区域の変更又は 決定の告知年月日 ほか）

県道 多治見線

可児市桜ヶ丘五丁目一三二番 一四地先から	一三〇・〇	平成 二五・八・二	平成 二〇・七・二九
同 市同 一三二番 一六地先まで			

岐阜県告示第三百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年八月二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年八月二日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長 （メートル）	供用開始 の期日	備考 （区域の変更又は 決定の告知年月日 ほか）
県道	福白岡川線	加茂郡白川町黒川字永畑三四三〇番一四地先から		九〇・五	平成 二五・八・二	平成 二五・一・二九
		同 郡同 町同 字小畑三二九〇番四地先まで				

岐阜県告示第三百八十五号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として次のとおり指定したので、岐阜県身体障害者福祉法施行細則（平成五年岐阜県規則第九十号）第五条の規定により告示する。

平成二十五年八月二日

岐阜県知事 古田 肇

担当科目	医師氏名	勤務	場所	指定年月日
内科	宮本 敢右	木沢記念病院	美濃加茂市古井町下古井五九〇	平成 五 七三
同	伊藤 和則	東濃厚生病院	瑞浪市土岐町七六一	同
小児科	澤路 陽一	松波総合病院	羽島郡笠松町田代一八五一	同
内科	押谷 創	県立多治見病院	多治見市前畑町五一六一	同
整形外科	中島 浩敦	同	同	同
耳鼻咽喉科	中村 彩	同	同	同
内科	岩田 暁	市立恵那病院	恵那市大井町二七二五	同
同	大須賀 健	中濃厚生病院	関市若草通五一	同
同	神谷 文彦	同	同	同
外科	梶川 真樹	県立多治見病院	多治見市前畑町五一六一	同
眼科	米今 敬一	同	同	同
内科	田中 浩行	太田病院	美濃加茂市太田町二八五五一	同
内科	佐藤 裕信	さとつファミリクリニック	本巣郡北方町小柳一九五	同
脳神経外科	秋 達樹	土岐市立総合病院	土岐市土岐津町土岐口七〇三二四	同
産婦人科	小倉 寛則	高山赤十字病院	高山市天満町三一	同
整形外科	小池 玲	同	同	同
呼吸器内科	水野 秀和	東海中央病院	各務原市蘇原東島町四六二	同
外科	日比 健志	同	同	同
同	増淵麻里子	同	同	同
整形外科	金子 慎哉	同	同	同
内科	古田 武久	古田医院	各務原市鷺沼各務原町四三三六	同

整形外科 山村 俊介 山村医院 三 土岐市泉町久尻四六 同

内科 大場 和正 東和クリニック 中津川市駒場一五八五 七七 同

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第十九号

総務部
出納事務局
各県税事務所
自動車税事務所

岐阜県税務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年八月二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県税務処理規程の一部を改正する訓令

岐阜県税務処理規程（昭和六十年岐阜県訓令甲第一号）の一部を次のように改正す
る。

附記第三十七号様式その一裏面及び同様式その二裏面中「（次の各号）を「の割合
（平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措
置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合
（以下「特別基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特
別基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合）を乗じて計算した金額に相当す
る延滞金額（その金額が1,000円未満であるとき、又は100円未満の端数があるときは、
その金額又は端数金額を切り捨てる。）を加算して納めてください。ただし、次の各号」
」が「年7.3パーセント（）」を「年7.3パーセントの割合（）」として、「平成12年1月1日以
後」を「平成12年1月1日から平成25年12月31日まで」として、「については、当該期間」

や「ついて当該期間」に「当該商業手形」が「当該商業手形」の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額（その金額が1,000円未満であるとき、又は100円未満の端数があるときは、その金額又は端数金額を切り捨てる。）を加算して納めてください」が「平成26年1月1日以後の期間について特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合」となります」旨を告す。

大臣 平成25年11月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額（その金額が1,000円未満であるとき、又は100円未満の端数があるときは、その金額又は端数金額を切り捨てる。）を加算して納めてください。ただし、納期限の翌日から1か月」に「年7.3パーセント（平成12年1月1日以後）に「平成12年1月1日から平成25年12月31日まで」に「ついては、当該期間」に「ついて当該期間」に「当該商業手形」が「当該商業手形」の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額（その金額が1,000円未満であるとき、又は100円未満の端数があるときは、その金額又は端数金額を切り捨てる。）を加算して納めてください」が「平成26年1月1日以後の期間について特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合」となります」旨を告す。

大臣 平成25年12月31日まで」に「ついては、当該期間」に「ついて当該期間」に「当該商業手形」が「当該商業手形」の割合に「平成26年1月1日以後の期間について当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は当該特例基準割合」に「旨を告す」旨を告す。

大臣 平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定

により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合）を乗じて計算します（その金額が1,000円未満であるとき、又は100円未満の端数があるときは、その金額又は端数金額を切り捨てる。）。ただし、この「1月を」と「1か月を」に「年7.3パーセント（平成12年1月1日以後）に「平成12年1月1日から平成25年12月31日まで」に「ついては、当該期間」に「第十五条第一項第一号」に「第15条第1項第一号」に「当該商業手形」が「当該商業手形」の割合を乗じて計算します（その金額が1,000円未満であるとき又は100円未満の端数があるときは、その金額又は端数金額を切り捨てる。）」を「平成26年1月1日以後の期間について特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合」となります」旨を告す。

大臣 平成12年1月1日以後の期間については年7.3パーセント（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合）の割合」に「の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合）」に「又は100円」に「又は100円」に「ください」に「ください。ただし、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセントの割合（特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合）となります」に「国税徴収法の規定の例によつて」に「地方税法に定める各税目の徴収金の滞納処分に係る規定及び岐阜県条例第16条の規定により」に「旨を告す」旨を告す。

大臣 平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第十五条第一項第一号の規定により定められる商業

手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合)の割合」や「の割合(当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特別基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特別基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合)」と「又は100円」や「、又は100円」と「ください」や「ください。ただし、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセントの割合(特別基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特別基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合)となります」と「国税徴収法の規定の例によつて」や「地方税法第72条の68及び岐阜県税条例第16条の規定により」であると。

別記第1141号様式裏面を次のとおり定める。

(裏面)

(延滞金の計算方法)

- 1 延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの期間（延滞金控除期間を除く。）の日数に応じ、不足税額（その全額が2,000円未満であるとき、又は1,000円未満の端数があるときは、その全額又は端数金額を切り捨てる。）に年14.6パーセントの割合（平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合）を乗じて計算します（その全額が1,000円未満であるとき、又は100円未満の端数があるときは、その全額又は端数金額を切り捨てる。）。ただし、この通知書による通知納期限までの期間又は当該通知納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセントの割合（これらの期間のうち、平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間について当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合、平成26年1月1日以後の期間について特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合）となります。
- 2 納期限延長の承認を受けた法人の当該延長期間については、年7.3パーセントの割合（これらの期間のうち、平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間について当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合、平成26年1月1日以後の期間について当該特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は当該特例基準割合の割合。ただし、当該延長期間中同号の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる期間においては、当該商業手形の基準割引率に連動して定められる割合）となります。

(不服申立て)

- 3 この更正・決定及び加算金の決定について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。

(処分の取消しの訴え)

- 4 処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（岐阜県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があつた日から3か月を経過しても判決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

五 定款に記載された目的 この法人は、瑞浪市内や近隣市町村在住の住民に対し

て、図書宅配サービス、読み聞かせ活動、図書の清掃、修繕ボランティア、図書の貸し出し事業など、読書の啓発推進事業に関する事業を行い社会教育の推進に寄与することを目的とする。

平成二十五年クリーニング師試験の実施

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項の規定により、平成二十五年クリーニング師試験を次のとおり実施します。

平成二十五年八月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験日時

平成二十五年十一月十日（日）
午前十時から

二 試験場所

岐阜県クリーニング会館（岐阜市須賀四丁目八番四号）及び笠松刑務所（羽島郡笠松町中川町二三）のうち岐阜県が指定する場所

三 試験科目

- 1 衛生法規に関する知識
- 2 公衆衛生に関する知識
- 3 洗濯物の処理に関する知識
- 4 洗濯物の処理に関する技能
 - (一) 繊維の鑑別
 - (二) ワイシャツのアイロン仕上げ

四 受験資格

- 1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者
- 2 旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百八十八号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を終わった者又はクリーニング業法施行規則の一部を改正する省令（昭和三十年厚生省令第二十一号）附則第二項で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力が

あると認められる者

五 受験手続

1 願書等配布期間

平成二十五年九月二日（月）から同年十月四日（金）までの午前九時から午後五時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

2 受付期間

平成二十五年九月二十四日（火）から同年十月四日（金）までの午前九時から午後五時まで。ただし、土曜日及び日曜日は除きます。なお、郵送による受験申込みは、平成二十五年九月二十四日（火）から同年十月四日（金）までの消印のあるものに限り受け付けます。

3 配布及び受付場所

各県立保健所（保健所に置かれる事務所を含む。以下同じ。）、岐阜市保健所及び岐阜県健康福祉部生活衛生課

なお、郵送により受験願書等を提出する場合は、書留又は簡易書留とし、「クリーニング師試験願書在中」と朱書きして、岐阜県健康福祉部生活衛生課（〒500-8570 岐阜市藪田南二丁目一番一号）に提出してください。

4 提出書類

- (一) 受験願書
- (二) 履歴書
- (三) 写真（手札形（縦十一センチメートル横八センチメートル）とし、出願前六か月以内に正面から撮影した無帽、上半身、無背景のもの。裏面に氏名及び生年月日を記載すること。）

(四) 受験資格を証する書類（学校の卒業証明書等）

六 受験手数料

七千円に相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書に貼り付け、納付してください（消印しないこと）。

七 合格発表

平成二十五年十一月二十六日（火）午前十時

県庁、各県立保健所及び岐阜市保健所の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には合格通知書を送付します。

また、後日岐阜県ホームページにも合格者の受験番号を掲載します。

八 試験結果の提供

クリーニング師試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

クリーニング師試験の総合得点及び科目別得点

2 提供期間

合格発表の日から一か月間

3 提供する場所

個人情報総合窓口（県庁二階）及び各県立保健所特別窓口

4 提供を受けるために必要な書類等

試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要です。

(一) 受験票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認

できる書類のうちいずれか一つ

九 その他

1 受験手数料は、申込みを取り消した場合でも返還できません。

2 この試験について不明な点は、岐阜県健康福祉部生活衛生課（電話〇五八 二七

二 一一一一 内線二五六三）、各県立保健所又は岐阜市保健所に問い合わせてく

ださい。

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十五年八月二日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び中濃振興局中濃事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十五年八月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十五年七月十七日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社岐阜ファミリーデパート

中部薬品株式会社

三 建物の名称及び所在地

パロ―関ひがし店

関門市平賀字鹿塚六九 二 外

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロ― 代表取締役 田代 正美 外六者

(変更後) 株式会社パロ― 代表取締役 田代 正美 外五者

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十五年八月二日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び中濃振興局中濃事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十五年八月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十五年七月十七日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社岐阜ファミリーデパート

中部薬品株式会社
 三 建物の名称及び所在地

四 変更しようとする事項
 関門市平賀字鹿塚六九 二 外

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
 (変更前) 午前九時三〇分
 (変更後) 午前九時
 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 (変更前) 午前九時～午後十一時
 (変更後) 午前八時三〇分～午後十一時

土地改良事業計画の変更認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良事業の計画の変更を認可したので、同法第四十八条第十一項の規定により公示する。

平成二十五年八月二日

岐阜県知事 古 田 肇

施行者名	坂祝町木曾川右岸用水区	施行に係る地区名	坂祝町木曾川右岸用水区	認可年月日	平成二五・七・二四
------	-------------	----------	-------------	-------	-----------

基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十五年八月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量(精密水準測量及び地盤沈下調査水準測量)

三 作業期間

平成二十五年九月一日から

同 二十六年一月三十一日まで

四 作業地域

大垣市、羽島市、羽島郡岐南町、羽島郡笠松町、養老郡養老町、不破郡垂井町及び安八郡安八町

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により美濃加茂市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年八月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

美濃加茂市

二 作業種類

公共測量(三級基準点測量)

三 作業期間

平成二十五年五月十四日から

同 二十五年七月十二日まで

四 作業地域

美濃加茂市西町及び前平町

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十五年八月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

多治見市

二 調査を行った地域

岐阜県多治見市笠原町の一部(音羽2・栄)(一)

三 調査を行った期間

平成二十一年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県多治見市(笠原町の一部)の地籍図

岐阜県多治見市(笠原町の一部)の地籍簿

五 認証年月日

平成二十五年八月二日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十五年八月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

恵那市

二 調査を行った地域

岐阜県恵那市飯地町の一部(五明3)

三 調査を行った期間

平成十九年度から平成二十四年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県恵那市(飯地町の一部)の地籍図

岐阜県恵那市(飯地町の一部)の地籍簿

五 認証年月日

平成二十五年八月二日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十五年八月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

下呂市

二 調査を行った地域

岐阜県下呂市羽根の一部(羽根1)

三 調査を行った期間

平成二十一年度から平成二十四年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県下呂市(羽根の一部)の地籍図

岐阜県下呂市(羽根の一部)の地籍簿

五 認証年月日

平成二十五年八月二日

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第百二十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十五年八月二日

岐阜県知事 古 田 肇

1 調達物品の名称及び数量 岐阜県警察統合情報通信ネットワークシステムバックアップ

接続機器の貸借及び維持管理業務 一式

<p>2 契約の相手方を決定した手続 随意契約</p> <p>3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政 令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号該当</p> <p>4 契約の相手方を決定した日 平成25年5月29日</p> <p>5 契約の相手方の住所及び氏名 東京都千代田区丸の内一丁目6番1号 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式 会社 代表取締役 穂積 孝一</p> <p>6 契約金額 57,002,610円</p> <p>7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 (1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課 (2) 所 在 地 岐阜市数田南二丁目1番1号</p>	
---	--

平成二十五年八月二日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社